

豊中市民間保育所等整備費補助要綱

(目的)

第1条 豊中市は、次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法及び豊中市子育て・子育て支援行動計画等に基づき、民間保育所、家庭的保育事業等及び認定こども園（以下「保育所等」という。）の整備拡充等を推進するため、保育所等を創設、増築または改築等の整備事業を行う運営法人に対し、豊中市民間保育所等整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、豊中市補助金等交付規則（昭和57年規則第15号、以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助の要件)

第2条 補助金は、次の各号に掲げるいずれかの交付金要綱等の規定による交付金等（以下「交付金」という。）の交付対象となった保育所等の運営法人に対して交付する。

- (1) こども家庭庁 就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（以下「交付金要綱」という。）
- (2) こども家庭庁 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（以下「保育対策要綱」という。）
- (3) 大阪府 大阪府安心こども基金特別対策事業費補助金（保育サービス等の充実）交付要綱（以下「基金要綱」という。）
- (4) 前各号に準じる交付金等の要綱等

2 前項の保育所等は、次の要件のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 施設及び運営が、関係法令等に適合するものであること。
- (2) 施設の整備に要する財源措置及び土地・建物の確保が確実であり、かつ事業の効果が十分期待できるものであること。

(補助の対象経費)

第3条 補助金の対象経費は、活用する交付金の交付要綱等に規定する対象経費（以下「対象経費」という。）とする。

(補助金額の算定)

第4条 市長は、予算の範囲内で、次のいずれかにより算定した額の範囲内の額を交付するものとする。ただし、その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。

- (1) 交付金要綱で定められた算定方法により算定した国負担額及び市町村負担額を合わせた額
- (2) 保育対策要綱で定められた基準額及び対象経費のいずれか少ない額に4分の3を乗

じた額

- (3) 基金要綱で定められた算定方法により算定した府負担額及び市町村負担額を合わせた額
- (4) 第2条第1項第4号の算定方法により算定された国負担額及び市町村負担額を合わせた額

(協議)

第5条 市長は、活用する交付金に係る保育所等整備協議を関係省庁等と行い、交付金の対象となったときは、当該保育所等の運営法人に対して、その旨を通知するものとする。

(交付の申込み)

第6条 前条の通知を受けた者は、規則第3条の規定による申込書（様式第1号）を、別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をするものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 活用する交付金の要綱等に規定する交付の条件。
- (2) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を豊中市に納付させる。
- (3) その他前条の決定に際し必要な条件。

(決定の通知)

第9条 市長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及び前条の条件を当該申込者に対し、決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(変更申込み)

第10条 補助金の交付決定後、申込者が申込みの内容を変更しようとする場合には、事前に第6条に定める申込手続に準じて行い市長の承認を得なければならない。

(実績報告)

第11条 規則第10条の規定による実績報告書（様式第3号）の提出期限は、補助金の対象となる事業の完了後30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31

日のいずれか早い日とする。

(補助金の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書を審査し、必要に応じ事業完了状況を実地に検査して適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付の決定を受けた者に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 前条の通知を受けた者は、所定の請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付の手続きについて必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 民間保育所整備費補助要綱（昭和51年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成27年4月9日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月17日から施行する。